岡山大学農業生物研究所・資源生物科学研究所同窓会規約

(名称)

第1条 本会は岡山大学くらしき会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の連絡を密にし、親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1. 正会員 岡山大学農業生物研究所の各研究部門・施設、および資源生物科学研究 所の各研究部門・施設・センターに所属した者および現旧教官・教員で、本会の 趣旨に賛同した者。
- 2. 準会員 岡山大学資源生物科学研究所の各研究グループ・センターに所属する学生および研究生、技術職員で、本会の趣旨に賛同した者。
- 3. 特別会員 岡山大学農業生物研究所および資源生物科学研究所に所属した現旧事務系職員・旧技術系職員および外国人で、本会の趣旨に賛同した者。
- 4. 名誉会員 研究所に特別な功績があり、本会の趣旨に賛同した者。 名誉会員は役員会において推薦され、総会において決定される。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1. 会誌の発行
- 2. 総会
- 3. その他の行事

(役員ならびに任務)

- 第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、1月を交代期とする。ただし、再 任を妨げない。
- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 1名
- 3. 幹事 所外より概ね各期毎1名

所内より学生2名

教職員 若干名

- 4. 常任幹事 幹事のうち若干名
- 5. 監査 2名
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在の 時はこれに代わる。常任幹事は次の業務を行なう。
- 1. 庶務
- 2. 会計
- 3. 事業
- 第7条 役員会は会長、副会長、常任幹事を以て構成し、監査はこれに出席することができる。
- 第8条 総会は本会最高の議決機関で、役員会がこれに代わることができる。役員会の過半数の要求があれば、会長は総会を召集しなければならない。

(会費ならびに会計)

第9条 会員は次の会費を納入する者とする。ただし、特別会員および名誉会員は会

費の納入が免除される。

正会員 年額 1000円

準会員 年額 500円

- 第10条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以て充当する。
- 第11条 本会の会計年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。
- 収支決算報告および予算の審議は役員会において行ない、総会時において一括して議 決する。

(会員の特典)

第12条 全ての会員は本会が主催する行事に参加できる。会費納入会員には更に本 会発行の名簿、会誌等が無償で配布される。

(混会)

第13条 5年以上会費を滞納されたときは退会とみなす。また、退会を希望する者はその旨会長宛に連絡すること。

(規約変更)

第14条 本規約の変更は総会の議決による。

(附則)

最初の役員任期を2001年12月31日までとする。

本規約は1999年1月16日より施行する。

本規約は2007年2月24日より施行する。

岡山大学くらしき会 役員

第6期(2009年1月~2010年12月)

会 長 : 蜂谷欽司(S49) 副会長 : 前田俊英(S49)

常任幹事

所 内 :村田 稔(所長)、近藤秀樹(庶務)、宇都木繁子(会計)

所 外 : 直原一男(S46)、青山 勳 (旧教員) 監 査 : 小川道博(S52)、中桐基晴(S52)

幹 重

所 外:直原一男(S46)、尾原和夫(S48)、米谷 力(S51)、大藤明克(S53)、森原修(S54)、上野和治(S55)、長塚 久(S56)、細谷克宗(S57)、谷川元一(S58)、高橋尚之(S59)、中野真之(S60)、小山直樹(S61)、小山内英一(S62)、柴田雅人(S63)、阿部恭子(H1)、大久保和男(H2)、宮田将彦(H3)、河東重光(H4)、笹田直樹(H5)、岩佐友彦(H6)、大家理哉(H7)、飛石久弘(H8)、高橋知克(H9)、山田雅司(H10)、岡田和嗣(H11)、千葉壮太郎(H12)、耳田直純(博士 H12)、小塩和輝(H13)、齋木祐志(H14) 大西成人(H15)、福本活恵(H16),中村洋文(H17),小塚正太郎(H18)、杉本奈保(H19)「()内は修了年度」

所 内:福田由紀子(H20)、神原将希(H21)

教職員:村田 稔(所長)、近藤秀樹(H4)、宇都木繁子(H6)